

令和6年度 指定管理者運営評価シート

所管課	育成センター課
-----	---------

1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立留守家庭児童育成センター (東山台、上ヶ原、神原、南甲子園)指定期間:令和4年4月1日～令和10年3月31日 (安井、段上、高須、西宮浜、山口)指定期間:令和3年4月1日～令和9年3月31日 (春風、小松、北夙川、樋ノ口、北六甲台)指定期間:平成31年4月1日～令和7年3月31日 (甲東、名塩)指定期間:平成30年4月1日～令和6年3月31日 (上ヶ原南、段上西)指定期間:令和4年4月1日～令和8年3月31日 (広田、瓦林、今津)指定期間:令和2年4月1日～令和6年3月31日 (鳴尾北、生瀬)指定期間:令和2年4月1日～令和8年3月31日 (甲陽園)指定期間:令和5年4月1日～令和11年3月31日
所在地	西宮市東山台2丁目8番地2 他
施設概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画としての育成室、玄関、トイレ等。
施設の設置目的	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。

2. 指定管理者

指定管理者	団体名	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会	指定期間	開始日	-
	所在地	西宮市染殿町8番17号		終了日	-
選定方法	公募・非公募(再指定)	評価対象年	-		

3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	(1) 開館時間 ア 小学校の授業日 下校時から午後7時まで イ 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで(土曜日は午後5時まで) (2) 休館日 ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで ウ 上記ア・イのほか市長が特に必要と認める日 (3) その他、市と指定管理者が締結する基本協定並びに西宮市立留守家庭児童育成センター条例(昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号。以下「規則」という。)並びに西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱等市の関係要綱・要領の規定に基づいて管理運営を行うこと。					
②施設の事業・運営関係	(1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務 (2) 留守家庭児童育成センターの利用申請受付及び利用許可に関する業務 (3) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理 (4) 留守家庭児童育成センター運営委員会に関すること。 (保護者、小学校代表、地域団体代表など地域の関係者や関係機関による運営委員会の設置が必要です。) (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務 労働実態調査の結果: 問題なし 調査結果後の指示事項: 特になし					
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	当初及び指定期間中の提案: 日々の安全を確保しながら、児童の健全な育成を支えるために指導員の資質の維持、向上を図る必要がある。 そのために充実した研修体制を整える。 取組結果: 児童の登降所の管理、保護者との連絡をより円滑に行うため、また職員の事務効率化のため下半期より児童管理ICTシステム「コドモン」を導入した。 今後の改善点: 引き続き、各種研修を年間を通して継続的に実施し、指導員の資質の維持、向上を図る。					
施設利用状況(量)を示す指標名	単位	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(実績)	R6年度(計画)
① 利用人数(4月1日現在)	人	2,339	2,235	2,340	2,518	2,607
②						
③						
④						
⑤						

4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	実施日：令和6年1月31日～令和6年2月15日 手法：郵送調査法(アンケート用紙は令和6年度の利用決定通知書に同封して発送し、回収)
②利用者アンケート等の結果	回答数：810(うち新2年生の保護者：379、新3年生の保護者：272) 施設への総合評価について9割以上が、「良い」、「やや良い」と回答し、児童が楽しんでいる程度について約9割が、「とても楽しんでいる」、「どちらかという楽しんでいる」と回答している。
③結果からの改善点など	アンケート結果から運営について、高評価を得られている。この水準を維持しつつ、まだ改善余地の残る分野への注力を検討する。

5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	指定管理者本体の経営状態について、「安全性」及び「収益性」の観点より経営分析を実施し、いずれの項目においても、問題は無いといえる。指定管理業務における収支決算報告書については、令和5年度包括外部監査(監査対象は令和4年度決算)で指摘された内容を踏まえ指定管理料の適正化について検討していく。
②評価結果を受けての指示事項	特になし

6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位：千円)

区分	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(年度協定額)
指定管理料	926,459	948,230	1,016,718	1,144,384	1,010,745
うち光熱水費	(8,624)	(9,296)	(10,374)	(8,573)	
うち修繕料	(1,427)	(2,139)	(3,265)	(2,165)	
うち備品費	(47,307)	(29,493)	(39,174)	(35,486)	
補足説明	「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合にのみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。令和6年度より、当初協定時点では加配人件費を全額計上しない等支払手順に変更あり。(年度別校区数：R2、24校区 R3、24校区 R4、24校区 R5、24校区 R6、24校区)				

7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位：千円)

区分	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(予算)
使用料	265,607	360,429	381,385	407,725	428,073
光熱水費等使用者負担金収入					
その他の収入					
合計	265,607	360,429	381,385	407,725	428,073
補足説明	使用料の徴収は市が直接行っており、収支状況を指定管理者の運営指標としていないため、使用料収入額は全育成センター分をまとめて記入している。				

8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	仕様書等に規定された業務はおおむね履行されている。 指定管理者から市への提出を義務づけている毎月の事業報告書、指定管理者の事務局への運営状況に関するヒアリング、令和5年度に指定管理者が実施した利用者アンケートの結果などを総合的に評価した結果、現在のところ良好に事業運営されていると判断している。 今後の課題として、以下の取組みを求める。 ・強靱な組織体制の確立と職員への指導力の発揮 ・職員の安定的確保や育成
②指摘事項	特になし